

平成 29 年度愛知県外来種調査検討会開催要領

(目的)

第 1 条 県内における外来種の実態を把握し、今後の外来種対策の基礎資料を収集するとともに「ブルーデータブックあいち 2012」を改訂する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 外来種に係る情報の収集、整理及び評価に関すること
- (2) 外来種の技術情報に関すること
- (3) その他、検討会の目的を達成するために必要な事項

(検討会の構成等)

第 3 条 検討会は、別表に掲げる委員により構成する。

2 委員の任期は当該年度末とする。ただし再任は妨げない。

(座長等)

第 4 条 検討会に座長及び座長代理を置く。

2 座長は会議を総括し、会議の進行にあたる。

3 座長は、委員の互選により選出する。

4 座長代理は座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。

5 座長代理は、座長があらかじめ委員の中から指名する。

(会議)

第 5 条 検討会は、愛知県環境調査センター所長が招集する。

2 検討会の会期は平成 30 年 3 月 31 日までとする。

3 会議録及び会議資料は、10 年間保存する。

(公開)

第 6 条 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）第 7 条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議・検討等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、座長が会議の一部または全部を公開しない旨を決定した場合

(事務局)

第 7 条 検討会の事務局は、愛知県環境調査センター企画情報部に置く。

(雑則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 27 日から施行する。

別表

氏名	職名等	専門分野等
木村 昭一	日本貝類学会評議員	貝類
子安 和弘	愛知学院大学歯学部講師	哺乳類
芹沢 俊介	愛知教育大学教育学部名誉教授	維管束植物類
高橋 伸夫	愛知県野鳥保護連絡協議会議長	鳥類
瀧崎 吉伸	豊橋市立高豊中学校教諭	維管束植物類
戸田 尚希	名城大学農学部昆虫学研究室研究員	昆虫類
西本 浩之	愛知県農業総合試験場環境基盤研究部病害虫防除室主任専門員	農業害虫
堀田 守	愛知県自然観察指導員連絡協議会副会長	自然観察団体
増田 理子	名古屋工業大学工学研究科教授	保全生態学

(50音順、敬称略)